自己資本の構成に関する事項

単体自己資本の構成に関する開示事項

（単位:百万円, %）

項　　目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	123,848	128,294
うち、出資金及び資本剰余金の額	787	785
うち、利益剰余金の額	123,107	127,555
うち、外部流出予定額(△)	46	46
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,557	3,918
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,557	3,918
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　　(イ)	127,405	132,212
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	201	234
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	201	234
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	977	1,245
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額　　(ロ)	1,178	1,480
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ))　　(ハ)	126,227	130,732
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	716,314	767,377
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,738	25,085
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	741,052	792,463
自己資本比率		
自己資本比率　　((ハ)／(ニ))	17.03%	16.49%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

単体自己資本の充実度に関する事項

（単位:百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	716,314	28,652	767,377	30,695
1 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	634,095	25,363	673,084	26,923
ソブリン向け	2,271	90	2,267	90
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,361	2,694	67,345	2,693
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,067	82	2,077	83
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	205,742	8,229	205,567	8,222
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,025	1,521	36,829	1,473
トランザクター向け	285	11	277	11
不動産関連向け	227,961	9,118	258,510	10,340
自己居住用不動産等向け	94,961	3,798	95,750	3,830
賃貸用不動産向け	76,475	3,059	92,390	3,695
事業用不動産関連向け	56,524	2,260	70,369	2,814
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	1,184	47
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	26,435	1,057	25,071	1,002
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	621	24	721	28
株式等	33,225	1,329	41,326	1,653
その他	32,451	1,298	34,259	1,370
2 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
3 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	82,218	3,288	94,292	3,771
ルック・スルー方式	82,218	3,288	94,292	3,771
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
4 未決済取引	—	—	—	—
5 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
6 CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
7 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,738	989	25,085	1,003
BI	16,492		16,723	
BIC	1,979		2,006	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	741,052	29,642	792,463	31,698

(注)1.所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5.当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6.当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7.単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

極めて健全な経営体質

「自己資本比率」とは、貸出金などの資産（各資産についてそれぞれのリスクの割合に応じて一定率を乗じたもの）に対する自己資本の割合で、金融機関の健全性を表すとともに、体力の強さを示しています。

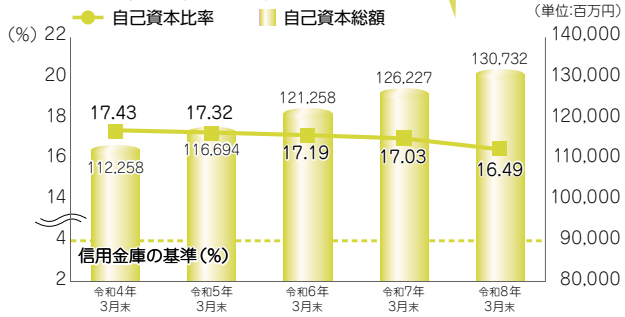
信用金庫の自己資本比率は、法令により「4%以上」であることが求められていますが、≪にししん≫の令和8年3月末の自己資本比率は16.49%と、基準の4%を大きく上回っており、経営体質は極めて健全です。

なお、資産から繰延税金資産（1,897百万円）を除いた場合でも、自己資本の額は128,834百万円、自己資本比率16.25%となり、何ら問題のない水準であることを申し添えます。

［用語解説］
繰延税金資産：税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額を表したものです。

自己資本比率は 16.49%
自己資本総額は 1,307億円

自己資本比率の推移



（1）自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。令和8年3月末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている普通出資が該当します。

（2）自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

不良債権の状況 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

不良債権の判定は、当金庫の自己査定基準により行っています。自己査定の結果については、営業推進部門や審査部門、経理部門から独立した監査担当部による内部監査を受け、さらに監査法人による外部監査を受けており、客観性が確保されています。また、自己査定の方法や結果に対して、金融庁による検査も行われています。

信用金庫法及び金融再生法でそれぞれの定義（信用金庫法上の『開示債権』及び金融再生法上の『開示債権』）に基づき開示が義務付けられている不良債権の状況は次のとおりです。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

（単位:百万円,%）

区分		令和7年3月31日	令和8年3月31日	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		4,458	3,760	△698
危険債権		16,337	15,384	△953
要管理債権		12,180	14,319	2,138
	三月以上延滞債権	—	—	—
	貸出条件緩和債権	12,180	14,319	2,138
小計（A）		32,977	33,464	486
正常債権		745,731	768,741	23,009
合計（B）		778,709	802,205	23,495
比率（A／B）		4.23	4.17	△0.06

（注）1. 開示の対象は貸出金、貸出金に準ずる債権（債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、貸付有価証券）および当金庫保証付私募債です。
2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
4. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
5. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
7. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権のうち不良債権の保全状況

（単位:百万円,%）

区分	令和7年3月31日						令和8年3月31日					
	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,458	4,458	2,254	2,204	100.00	100.00	3,760	3,760	1,760	1,999	100.00	100.00
危険債権	16,337	15,431	14,034	1,396	94.45	60.63	15,384	14,473	12,732	1,740	94.08	65.65
要管理債権	12,180	5,199	4,266	932	42.69	11.79	14,319	6,608	5,315	1,292	46.15	14.36
三月以上延滞債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
貸出条件緩和債権	12,180	5,199	4,266	932	42.69	11.79	14,319	6,608	5,315	1,292	46.15	14.36
合計	32,977	25,089	20,555	4,533	76.08	36.50	33,464	24,841	19,808	5,033	74.23	36.86

（注）1.「正常債権」に対しては、令和7年3月31日現在では2,577百万円、令和8年3月31日現在では2,552百万円の貸倒引当金を計上しています。
2.「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

◆令和8年3月31日現在の金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権は334億64百万円となり、全体に占める比率は4.17%となりました。

◆また、この金融再生法に基づく不良債権334億64百万円のうち、248億41百万円が確実な担保・保証等および貸倒引当金によりカバーされており（保全率74.23%）、カバーされていないのは86億23百万円にとどまります。

◆このカバーされていない部分についても、これまでどおり事業を継続され、正常にご返済をされているお取引先に対するものが多く含まれていますが、仮にこのすべてが貸倒れとなったとしても、西尾信用金庫のこれまでに蓄積した自己資本は1,307億32百万円にのぼっていますので、経営に与える影響は大きくありません。

◆西尾信用金庫の自己資本比率は17、19ページにありますように、令和8年3月末現在で16.49%と、基準である4%をはるかに上回っており、不良債権に対する態勢は万全です。